

外貿定期コンテナ航路等の拡充に向けた支援制度のご案内

新潟県では、新潟港・直江津港の利用拡大のため外貿定期コンテナ航路等に対する補助制度を設けています。

1 補助の条件

以下のいずれかに該当するもの

- ① 外貿定期コンテナ航路等（内航フィーダ-航路を含む）の新規開設（※③から⑤該当を除く）
- ② 既存航路を改編し、新たに他国の港に延伸し寄港する航路（※③から⑤該当を除く）
- ③ 新規航路開設又は既存航路改編を行い、新潟港又は直江津港をファーストポートとする航路
- ④ 新規航路開設又は既存航路改編を行い、新潟港又は直江津港をラストポートとする航路
- ⑤ 新規航路開設又は既存航路改編を行い、新潟港又は直江津港に寄港するシャトル航路

2 補助対象事業者

「1 補助の条件」を満たした船社

【岸壁使用料、入港料（H19年度～、H25年度拡充）】

【ガントリークレーン使用料（H23年度～）】

3 補助金の額

『岸壁使用料』『入港料』の合計額に、次の補助率を乗じた金額を、予算の範囲内で補助

「1 補助の条件」①から③…2分の1

「1 補助の条件」④…10分の7

「1 補助の条件」⑤…10分の10

3 補助金の額

『ガントリークレーン使用料』の合計額に10分の1を乗じた金額を、予算の範囲内で補助

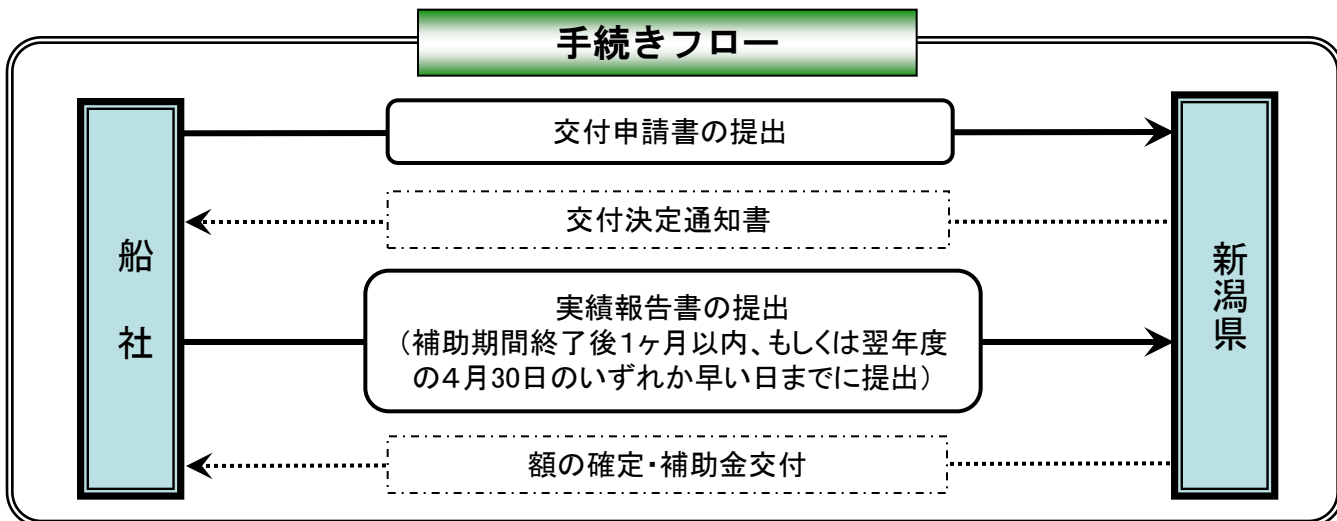
4 補助期間

新規航路開設又は既存航路改編から1年間

4 補助期間

新規航路開設から1年間

手続きフロー



■お問合せ先■  
 新潟県交通政策局 港湾振興課 港湾企画振興班  
 TEL 025-280-5455 FAX 025-280-5089  
 URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kowanshinko/>

